

第 37 回総会 令和 5 年 6 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、6 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今回は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 3 件提出されていますので報告します。

1 番を報告します。土地の所在は、大字穂北字〇〇番 9、地目：台帳・畑、現況・宅地、面積 180 m²、申請者は、大字三宅〇〇番地 6、〇〇、転用目的は、管理事務所及び休憩所となっています。始末書が添付されております。地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

5 番 1 番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、〇〇さんで畜産業をされており。農地の場所は、穂北地区の〇〇公民館から西へ 300m 程進んだ所の農地です。詳細は添付されている始末書のとおりで、隣接する〇〇の事務所、休憩所として小規模転用の届出が必要であることを知らずに昭和 54 年頃無断で建築し、そのまま今日まで利用してきました。今回、これを是正するために申請するものです。現地も確認していますので報告します。

局 長 2 番を報告します。土地の所在は、大字穂北字〇〇番 3、地目：台帳・現況ともに畑、面積 825 m²、申請者は、児湯郡木城町〇〇番地 7、〇〇、転用目的は、作業小屋及び農機具倉庫となっています。地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

5 番 2 番を報告します。申請者は〇〇さんです。農地の場所は穂北〇〇地区にある〇〇から西へ 300m 程進んだところにある農地です。〇〇さんは、〇〇や〇〇で米、大豆、麦などを栽培しております。営農の中心にあたる本申請地で、〇〇及び〇〇を設置し、

営農の効率化を目指すそうです。現地も確認しましたので報告します。

局長 3番を報告します。土地の所在は、大字調殿字〇〇番4、地目：台帳・現況ともに畑、面積449㎡、申請者は宮崎市清武町〇〇番地79、〇〇、転用目的は、農機具倉庫となっています。地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

4番 3番を報告します。申請地は調殿の〇〇の南側にある農地です。申請地近くにある所有農地が今年の台風で水没しており、高い場所の農地を買い求めたいとのことで4月に取得されました。申請者は〇〇で兼業農家であり、父親の水稻栽培を引き継がれております。水没しない場所に農機具倉庫を作りたいとのことで届け出がありました。現地も確認していますので報告します。

局長 また、相続届出5件、使用貸借合意解約2件、賃貸借合意解約6件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和5年度第37回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

会長 本日は、農業委員16名 推進委員15名、合計31名の出席であります。本日の議案件数であります、5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。13番 〇〇委員、22番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第211号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第204号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1～3ページのとおりの申請件数は5件であります。

1番を説明します。受人：妻の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番3外1筆、登記・現況ともに田1筆、登記・現況ともに畑1筆、面積886㎡、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、宅地分譲用地の

造成であります。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 今回は、20番 ○○委員と私（6番 ○○委員）が会長の命を受けまして、6月20日、午前8時45分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、齊藤主事補も同行のもと、農地法第5条6件、非農地証明1件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願いいたします。尚、非農地証明調査には、16番 ○○委員にも同行いただきました。

20 番 1番を説明します。申請地は、妻地区の○○から北に約400mのところにある農地です。詳細については配付済みの地図を参照ください。申請人、○○が○○さんから売買により所有権の移転を受け、宅地分譲をするために申請されたものです。周囲は、○○番3の農地は東側は田、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地、○○番2の農地は東側は市道、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の雨水枡から既設道路の側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロック壁を設置し土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明はされているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買価格は総額で○○万円となっております。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番の説明をお願いします。

局長 2番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：新町の〇〇、申請地：新町〇〇番、
登記：田・現況：畑、面積 909 m²、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による
所有権移転、主な内容は、宅地分譲用地の造成であります。

議長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

6番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で〇〇から南東約 100mのところ
にある農地です。詳細については配付済みの地図を参照ください。申請人、〇〇が〇
〇さんから売買により所有権の移転を受け、宅地分譲をするために申請されたもので
す。周囲は、東側は市道、西側は国道、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨
水は、敷地内の雨水枡から既設道路の側溝に流します。生活排水については、下水道
を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、北側と南側にはにブロ
ック塀があり、東側西側にもブロック塀を設置することで土砂の流出を防ぎます。転
用する土地の周辺関係者等への説明はされているとのこと。この申請地は、都市
計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と
判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 分譲住宅を3区画整備する計画です。土地の売買金額は〇〇万円となっています。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：調殿の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番5、登記・現況ともに畑、面積325㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅の建築であります。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

20番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で〇〇から北西約200mのところにある農地です。詳細については配付済みの地図を参照ください。申請人、〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は畑、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の雨水枡から市道側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明はされているとのことです。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇〇万円です

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に4番の説明をお願いします。

局長 4番を説明します。受人：東臼杵郡門川町の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1外10筆、登記・現況ともに畑、面積7,470㎡、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、〇〇の建設であります。

議長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

6番 4番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇の農地です。申請人、〇〇が〇〇さんより、売買により所有権の移転を受け、〇〇などを建設するために申請されたものです。周囲は東側は市道、西側は畑、南側は県道、北側は市道となっています。雨水は、〇〇に降った雨水は土地改良区の暗渠へ流し、敷地内の雨水は浸透枡を設置し自然浸透させます。〇〇については、浸透枡内に放流します。生活排水は合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。土砂につきましては、周辺に土手を設置し流出を防ぎます。近隣住民には事業計画を説明し、公民館長に意見を聞いて同意をもらっております。〇〇とは数回、意見を交換し、要望によりコンサルタントを入れております。農地のつながりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設用地であることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本件は〇〇事業によるものであり、事業計画上の全体事業費は土地代込みで〇〇万円となっております。

議長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番4外1筆、登記・現況ともに田、面積885㎡、申請事由：集合住宅用地・用水路用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は、長屋住宅の建築、用水路の設置であります。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

20番 5番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で〇〇から北東へ約200m行ったところの農地です。詳細については配付済みの地図を参ください。申請人、〇〇さんが〇〇さんから使用貸借により借り受けて、長屋住宅の建築及び用悪水路設置のために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は畑、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の側溝及び雨水枡から北側隣接のアパートの側溝へ接続経路し東側市道側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、南東の農道境界部分にはL型擁壁を設置、隣地境界は3方向ともブロック及びメッシュフェンスを設置し流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明はされているとのこと。この申請地は、農地のつながりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 6 番の説明をお願いします。

局 長 6 番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田
字〇〇番 1 外 3 筆、登記・現況ともに畑、面積 1,654 m²、申請事由：資材置場用地、
権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、資材置場の建設であります。

議 長 6 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 6 番を説明します。申請地は、鹿野田地区の〇〇集落で〇〇から南に 300m 進んだ
右側にある農地です。詳細については配付済みの地図を参照ください。〇〇さんが〇
〇さんから売買により所有権の移転を受け、建設棟資材及び車両置場を設置するた
めに申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は畑・雑種地、南側は宅地、北側
は農道となっています。雨水は、自然浸透と南側及び西側の水路に排水します。生活
排水については、ありません。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、敷砂利
をすることで心配ないとのことです。転用する土地の周辺関係者等への同意を得てい
るとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2
種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろし
くお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買金額は〇〇万円となっております。

議 長 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 212 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 212 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4 ページの通り、申請件数は 2 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：妻の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番

2、登記・現況ともに畑、面積 2,906 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 1 番を説明します。申請地は穂北地区の〇〇から西へ 200m 程進んだ所の農地です。

受人の〇〇さんが渡人の〇〇さんの畜産業の後を受けるということでの申請となります。〇〇さんは三納で〇〇をされおりますが、渡人が高齢となったため、事業を引き継ぐこととなったようです。農機具等もすべてそろっており、問題ないと判断しま

した。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 本案件の売買金額は総額で〇〇万円です。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番外2筆、登記・現況ともに畑、面積2,459㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 申請地は妻地区の〇〇の東側に隣接する農地です。受人の〇〇さんは〇〇を33ha栽培されております。申請地には苗木を植える予定です。農機具等もすべてそろっており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は10a当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番6、登記・現況ともに畑、面積566㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 申請地は妻地区の〇〇の東側に隣接する農地です。受人の〇〇さんは〇〇を33ha栽培されております。申請地には〇〇を植える予定です。農機具等もすべてそろっており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は1筆で〇〇万円です。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田1筆、登記・現況ともに畑2筆、面積2,841㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 4 番を説明します。申請地は三財地区〇〇より西へ 400m程進んだ北側にある農地と、〇〇方面に向かって〇〇橋を渡り、100m程進んだ東側にある農地です。詳細はお手元の地図をご参照ください。宮崎市の〇〇さんから〇〇さんへの売買であります。〇〇さんは水稻を中心に 60 a 作付けされております。購入した農地には水稻を作付けされるとのことです。農機具等も一式そろっており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 土地代金は総額で〇〇万円です。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番の説明をお願いします。

局 長 5 番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：兵庫県神戸市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2 外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,307 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 5 番を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇の北側にある農地です。詳細はお手元の地図をご参照ください。神戸市の〇〇さんから〇〇さんへの売買であります。〇〇さんはハウスピーマン 30 a、〇〇30 a、〇〇約 7ha を作付けされております。農機具等もそろっており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろし

くお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 土地代金は10a当たり〇〇万円となっております。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字清水字〇

〇番、登記・現況ともに田、面積3,122㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15番 6番を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から〇〇方面へ向かう橋を渡ってすぐ左折し300m程進んだところの農地です。〇〇さんと〇〇さんは親子であり、息子である〇〇さんへの経営継承に伴う申請です。〇〇さんは12年ほど一緒にピーマンを栽培されており、農機具等もそろっているため問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：愛知県名古屋市の〇〇、申請地：
大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積441㎡、贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 7番を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館より北へ100m程進んだところにある農地です。名古屋市の〇〇さんと宮崎市の〇〇さんは親戚です。〇〇さんの住まいが名古屋市ということで、耕作放棄地状態になっております。しかし解消は可能な状態であるため〇〇さんに贈与されるということです。〇〇さんはたまたま宮崎市より帰ってこられるということで、梅を作付けするため機械を準備されているということです。梅であれば管理も可能ではないかということで問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 213 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 213 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして説明します。まず、議案書 6～7 ページの所有権移転分 3 件を説明させていただきます。

1 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 720 m²です。

2 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,538 m²です。

3 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 4,478 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 7 月 5 日を予定しております。

議 長 それでは、1 番から 3 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に、議案書 8 ページの賃借権設定分 2 件を申請番号順に説明させていただきます。

1 番 受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 970 m²、令和 5 年 7 月から 1 年間の使用貸借権の設定です。

2 番 受人：旭 1 丁目の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,096 m²、令和 5 年 7 月から 1 年間の使用貸借権の設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 7 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 2 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 214 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 214 号農用地利用集積等促進計画の承認についてです。これまでは、(出し手・機構間契約) と (機構・受け手間契約) を別々の議案としておりましたが、本議案より一括して審議を行うこととし、議案書には対象となる申請地につき、渡人・受

人と転貸人の宮崎県農業振興公社を記載しております。議案書 9 から 50 ページのとおり 44 件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、転貸人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 1,490 m²、議案の対象となるのは、転貸人から受け人への令和 5 年 8 月から 5 年間の賃貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議長 それでは、1 番から 44 番までの案件について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

15 番 渡人と受人が同じ人になっていますが、対価が設定されています。自分から自分への貸付でも集積協力金としてこの金額がもらえるのでしょうか。

事務局 この案件は渡人から公社への貸付が平成 30 年 8 月より 10 年間で賃借料を設定、公社から受人への貸付は平成 30 年 8 月より 5 年間で賃借料は同額で設定されております。記載されている対価は賃借料のことであり、集積協力金のことではありません。渡人と受人が同じ人の場合は実際の賃借料のやりとりはありません。当初から 5 年が経過するため、公社から受人への再貸付が必要となりますが、今回も受人と渡人が同じ人となる貸付のため、賃借料のやりとりは発生しません。集積協力金は制度発足当時、地域でのまとまった取り組みを推進するために設けられていた制度であり、当時

は受人と渡人が同じ人の貸付でも対象となっております。ただし、集積協力金は取組地域にまとまって支払われるもので、協力金をどのように使うかは地域に委ねられております。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 215 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 215 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 51 ページの通り 1 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字穂北字〇〇番 169 外 6 筆、地目：台帳・畑、現況・原野、面積 35,934 m²、所有者：児湯郡木城町〇〇番地の〇〇、非農地判断は、事由 5 となっております。

議 長 番号 1 について私、16 番〇〇が地元委員でありますので説明致します。

16 番 申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇を進み、木城町に入る手前を左折し 500m 程進んだところの農地です。昭和 40～50 年前半に〇〇が流行し、その時に造成された農地ですので面積も大きいです。40 年代に〇〇を栽培されておりましたが、その後、放置され山林化しております。傾斜がきつく農地としての復元が難しい状況です。広く平らな畑も一枚あるんですが、非常に土地が痩せており草が少しだけ育っている状況です。土は赤土で玉石が入っている土壌であり、トラクターをかけるのは無理だと思わ

れます。杉の植栽も検討されましたが、管理が難しいということで非農地申請されました。物理的な条件整備が著しく困難ということで事由5に該当すると判断しました。皆さまのご審議をお願い致します。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後4時45分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

13 番 _____

22 番 _____